

○串間市建設工事等指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱

令和7年3月25日串間市告示第13号

(目的)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第7条第1項第3号及び串間市財務規則（平成18年串間市規則第65号）第115条の2並びに串間市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する規程（昭和59年串間市告示第4号。以下「規程」という。）第7条第3項の規定に基づき、市が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び清掃業務等並びに物品の製造の請負、売買及び賃貸借の指名競争入札参加者の指名基準について、必要な事項を定めることにより、指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、規程の例によるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等業務 物品の製造の請負、売買及び賃貸借をいう。
- (2) 市税等 市税及び国民健康保険税並びに上下水道料金をいう。
- (3) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人にあっては、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の経営支配力を有する者を有するものと認められる者を含む。）、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者

ウ 個人にあつては、その者

(指名業者の選定)

第3条 指名業者の選定に当たっては、特別な事情がある場合を除き、規程第4条第1項に規定する指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている有資格業者を選定する。

2 前項に基づき指名業者を選定する場合において、次の各号に掲げる事項に該当する者を総合的に判断して、選定することができるものとする。

- (1) 所在地区分 市内に主たる営業所を有する者。これに次いで市内に従たる営業所を有する者、県内に主たる営業所を有する者、県内に従たる営業所を有する者

(2) 施工地区区分 指名競争入札に付する当該建設工事（以下「対象工事」という。）の施工場所の地区（この号において、地区とは、串間市行政区設置規則（令和2年串間市規則第13号）に定める福島地区、北方地区、大東地区、本城地区、都井地区、市木地区をいう。）に所在する者。この場合において、一の地区内に業者がいなく、又は第5条に規定する指名業者数に満たないときは、当該地区を除く各地区の者

ただし、年度の中途において、施工地区における発注する工事数に偏りが認められる場合は、第1号を優先するものとする。

(3) 受注実績 対象工事と同工種の入札において、対象年度における受注回数、受注金額が少ない者

(4) 選定回数 対象工事と同工種の入札において、対象年度の選定回数が少ない者

(5) 市貢献事業者 前年度に、指名競争入札又は随意契約により、対象工事と同工種の災害復旧工事を受注するなどして市に貢献があった者

（指名業者の選定の制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、別表第1左欄に掲げる事項のいずれかに該当する者は、同表右欄に定める期間は選定の対象としない。

（指名業者数）

第5条 指名する有資格業者の数は、原則として別表第2のとおりとする。

（災害等）

第6条 災害復旧工事等緊急に施行を要するもの又は地域の特殊性その他市長が特に必要があると認めたときは、第3条第2項及び別表第1第4項から第7項の規定にかかわらず有資格業者のうちから指名することができる。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

番号	事項	期間
1	規程第10条第1項の規定により指名停止中の者	指名停止期間中
2	法第26条に定める主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を設置できない者	技術者を設置できるまで

3	対象工事と同工種の契約を市と締結している者で、その履行が完了していないために、当該対象工事又は当該契約の履行に支障が生じるおそれがあると認められるもの	当該認定をした日から既に締結した市との契約の履行が完了するまで
4	市税等の滞納があり、納入の意思が認められない者	市と納付誓約書を交わすまで
5	同一の対象工事において、次に掲げる事項のいずれかに該当する2者以上の者のうち1者を選定した場合の当該1者以外の者 ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。)と子会社(同法第2条第3号に規定する子会社をいう。)の関係にある場合 イ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と夫婦関係にある場合 ウ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と同一の住所地(同居又は同一敷地内の別棟に居住する場合を含む。)に居住する親子又は兄弟姉妹の関係にある場合	左記の事項に該当しないことを確認し、認定した日まで
6	対象工事と同一年度かつ同工種の市の直近の入札において、連続で辞退があり、選定しても辞退する可能性が高いと思われる者	直近の入札辞退届の提出のあった日から起算して3月以内
7	市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続している場合及び業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約の相手方として不適当であると認められる場合 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。	ア 当該措置請求等に従ったことを確認した日まで イ 当該認定した日から1月以上3月以内

別表第2(第5条関係)

種類	設計金額	業者数
建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、清掃業務等、物品等業務	100万円未満	3者以上
	100万円以上500万円未満	4者以上
	500万円以上3000万円未満	5者以上
	3000万円以上	7者以上

※ただし、随意契約である場合、規程第2条に規定する等級区分に属する者が指名する有資格業

者数より少ない場合、災害復旧等緊急を要する場合、その他特別な理由がある場合はこの限りでない。